

豊監公表第8号

令和4年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年(2023年)7月28日

豊中市監査委員 岸本康孝

同 清水聖子

同 石原準司

同 中岡裕晶

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和4年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講 じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和 5年 1月 30日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
消防局南消防署	備品台帳に記載されている備品 について試査を行ったところ、 洗濯機が廃棄されているのに、 その手続が行われていなかっ た。	廃棄されていた備品について、 備品返納の手続きを行いました。